

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第九条第一項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。